

阿賀野市告示第103号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定により、後期高齢者医療保険料の徴収事務を次のとおり委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定により告示する。

令和7年4月7日

阿賀野市長 加藤 博 幸

1 徴収事務の委託を受ける者

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| (1) 地銀ネットワークサービス株式会社 | 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 |
| (2) 株式会社しんきん情報サービス | 東京都港区港南一丁目8番27号 |
| (3) 株式会社セイコーマート | 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 |
| (4) 株式会社セブン・イレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町8番地8 |
| (5) 株式会社ファミリーマート | 東京都港区芝浦三丁目1番21号 |
| (6) 株式会社ポプラ | 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 |
| (7) ミニストップ株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 |
| (8) 山崎製パン株式会社 | 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 |
| (9) 株式会社ローソン | 東京都品川区大崎一丁目11番2号 |
| (10) 株式会社NTT ドコモ | 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 |
| (11) KDDI 株式会社 | 東京都新宿区西新宿2丁目3番2号 |

2 委託する事務の範囲

後期高齢者医療保険料の徴収事務

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年3月17日

4 徴収事務を委託した日

令和7年4月1日

5 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで